

J R 東海労働組合関西地「申」第2号
2019年7月19日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 畑野 浩孝

「G23編成14号車の側引戸NFBトリップ」に関する申し入れ

6月28日、大阪修繕車両所でG23編成の14号車の側引戸のNFBがトリップしているのが発見された。

後に大阪仕業検査車両所の担当助役から6月28日のG23編成の仕業検査担当者に「仕業検査時、山側ドアテストをしたようになっていないと分析センターが言っている」と言われ、検査時の様子を聞かれたので、仕業検査担当者は確実に検査をしたことを伝えた。

今回の事象は「故障表示等がなかったのか」、なぜ「ドアテストをしていないとなっているのか」など技術的な部分と連絡体制などに問題があると考える。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に労使協議の場を設定すること。

記

1. G23編成14号車側引戸NFBトリップについて、詳しい状況を明らかにすること。
2. G23編成14号車側引戸NFBトリップの原因について明らかにすること。
3. G23編成14号車側引戸NFBトリップによる故障表示等がないのか明らかにすること。
4. 大阪仕業検査車両所の分析センターはいつ異常を把握したのか明らかにすること。
5. 分析センターは異常等を把握した場合、直ちに関係各所に連絡したのか明

らかにすること。

6. 今回の事象について、仕業検査前に検修当直から仕業検査担当者に事象を連絡し、「入念な点検」等の指示を出していたのか明らかにすること。
7. 大阪仕業検査車両所の分析センターは「山側ドアテストをしたようになってない」旨を言っているが、その根拠を明らかにすること。
8. 今回の事象について、仕業検査を担当した社員に対して時系列等報告書を書かせていない。時系列等報告書を書かせる基準等を明らかにすること。
9. 今回の事象を社員に広く周知していない理由を明らかにすること。

以上